



玖珠町学校給食炊飯等業務委託事業について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年7月17日

玖珠町長 宿 利 政 和



玖珠町公告第13号

玖珠町学校給食炊飯等業務委託事業の公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

玖珠町（以下「町」という。）では、令和7年度から玖珠町学校給食炊飯等業務を民間事業者に委託するため、次のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定を行う。

この募集要領は、炊飯等業務委託事業に係る民間事業者の公募に関して必要な事項を定めたものである。

なお、この募集要領と併せて交付する次の資料も本募集要領と一体の資料とし、これらを含めて「募集要領等」と称する。

仕 様 書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添 付 資 料：本業務に関する添付資料

様 式 集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1. 業務名

玖珠町学校給食炊飯等業務委託事業

2. 目 的

学校給食炊飯業務等の質を維持し、安全で美味しい給食を児童生徒に提供するため、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者等を選定することを目的とする。

3. 対象施設（受配施設）

町内の小学校6校、中学校1校、その他1校、幼稚園

4. 業務内容（※自社工場において実施）

具体的な内容は、「玖珠町学校給食炊飯等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- (1) 食材検収業務
- (2) 炊飯業務
- (3) 調理食材等の管理業務
- (4) 保存食の採取及び保管業務
- (5) クラス別配缶業務
- (6) 食缶の配送・回収業務

- (7) 食缶の洗浄消毒業務
- (8) 施設及び設備機器の清掃及び点検業務
- (9) 配送車両管理業務
- (10) 衛生管理業務
- (11) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない業務は、次のとおりとします。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務

5. 委託期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで 3年間とする。

6. 発注者

玖珠町

7. 施設、設備の使用

受託者の施設設備を使用すること。ただし、食缶、食缶用消毒保管機は町が準備する。

8. 調理食数（推定）

給食の供給対象は、児童・生徒並びに受配校の校長及び学校給食センター所長が認めた者とする。

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
調理食数	1, 0 5 5 食	1, 0 3 4 食	1, 0 1 4 食

(注) 令和6年4月1日現在の食数による推定食数、又 各校の行事などにより、食数は前後する。

9. 給食実施回数（予定）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
給食実施回数	1 0 2 回	1 5 7 回	1 5 7 回	5 5 回

(注) 給食を提供する日数見込（学校給食センターの調理稼働日）

10. 業務従事者

業務従事者については、地元雇用を基本とする。

11. 応募資格

(1) 参加事業者が備えるべき要件

参加事業者は単独企業とし、資格要件は次のとおりとします。

ア 参加事業者資格要件

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に処理することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②これまでに炊飯業務の実績を3年以上有していること。
- ③公益社団法人日本炊飯協会が定める炊飯HACCP認定又は同等以上のHACCP認定を有し

ていること。

イ 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②競争入札における指名停止措置を受けている者。
- ③会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者である場合は、この限りではない。
- ④国税及び地方税を滞納している者。
- ⑤過去3年以内に、学校給食調理業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の停止処分を受けた者。
- ⑥食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない者。
- ⑦以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

法人等若しくはその代表者（法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は、次のいずれかに該当すると認められる場合。

- ・暴力団関係者である場合
- ・暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- ・暴力団関係者を使用した場合
- ・暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

（2）その他の条件

受託者は、本委託業務を開始する日までに、教育委員会から業務等の引継ぎを受けなければなりません。

12. 応募に関する留意事項

- （1）応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- （2）応募事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町の必要があるときは、募集要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するができるものとする。なお、選定に係る公表等を行う場合には、参加書類の内容の一部を使用する場合がある。
- （3）本募集要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。

13. 応募手続き

事業実施のスケジュールは、下記のとおりです。ただし、受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

（1）応募書類の公表	令和6年7月17日（水）
------------	--------------

(2) 募集要領等に関する説明会	令和6年7月31日(水)
(3) 募集要領等に関する質問の受付	令和6年8月1日(木)～8月9日(金)
(4) 質問の回答	令和6年8月21日(水)まで
(5) 参加表明書(兼参加資格審査申請書) 及び一次審査提案書類の受付	令和6年8月26日(月)～8月30日(金)
(6) 一次審査結果通知	令和6年9月13日(金)
(7) 二次審査、プレゼンテーション	令和6年9月27日(金)
(8) 二次審査結果(優先交渉権者決定) 通知	決定後すみやかに通知

(1) 募集要領等に関する説明会

この募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

① 日時 令和6年7月31日(水)

14時00分～15時00分(受付開始は13時30分)

② 場所 〒879-4403 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2195番地の2

玖珠町学校給食センター 会議室

③ 留意事項

(ア) 説明会希望者は、令和6年7月29日(月)までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を玖珠町学校給食センターへFAX、又はE-mailによりご連絡ください。

(イ) 参加人数は、1事業者につき、2名までとします。

(ウ) 説明会では、原則として募集要領等の配布はしないので、各自持参してください。

(2) 担当課 玖珠町学校給食センター

〒879-4403 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2195-2

電話番号 0973-72-0919

FAX番号 0973-72-0930

E-mail kyusyoku@town.oita-kusu.lg.jp

担当者 学校給食班

(3) プロポーザル応募に係る関係資料

- ・玖珠町学校給食炊飯等業務委託事業 募集要領・・・本書
- ・玖珠町学校給食炊飯等業務委託事業 仕様書
- ・様式集
- ・その他関連資料

(4) 一次審査、提案書の提出

① 提出期限

令和6年8月30日(金) 17時00分必着

② 提出場所

上記(2)に同じ

③ 提出方法

持参すること。郵送等は受け付けない。

④ 提出部数

6部(正本:1部、副本:5部、CD-R:1枚)

⑤ 提出様式

(ア) 参加表明書(様式第2号)

(イ) 会社概要(様式第2号の2)

(ウ) 見積書(様式第4号、様式第4号の1)

(エ) プロポーザル方式参加資格制限誓約書(様式第5号)

(オ) 提案書(様式第6号、第6号の1から第6号の10)

(カ) 生産物賠償責任保険証の写し

※なお、提案書を記録した電子媒体(CD-R等)を作成し提出すること。

⑥ 無効(失格)となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

⑦ 見積書

(ア) 見積金額の内訳について、各年度別に作成し、職員配置人数と経費負担の内訳が分かるように作成すること。(様式は様式第4号の1) また、様式第4号の見積書の見積額は、委託期間の合計額を記載し、年度ごとの金額を下段の欄に記載すること。

(イ) 仕様書の内容を参照し作成すること。

(ウ) 見積書に記載する委託料の金額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(エ) 見積額が、「19. 委託金額」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

(5) プロポーザルに対する質問の受付及び回答

① 受付期間

令和6年8月1日(木) 9時から

令和6年8月9日(金) 17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

② 提出方法

質問は、質問書(様式第1号)に内容をまとめ、持参又はE-mailすることにより受け付ける。

③ 提出場所

13.(2)に同じ

④ 回答方法

質問の回答は8月21日(水)までに町のホームページにて、質問者を伏せた形で公開します。ただし、質問の内容によって本プロポーザルの事業者選定に公平性を保

てないと判断された場合には回答は行わない。

また、質問に対する回答は、募集要領等への追加又は修正とみなす。

1.4. 資格審査及び提案の選考

プロポーザルの選定に係る審査は、玖珠町学校給食炊飯等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

1.5. 二次審査

（1）プレゼンテーション及びヒアリング審査

一次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

最高点の者を最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする。

選定結果は、後日提案者全員に文書で通知する。ただし、各評価項目の評価点は公開しない。また、結果に対する異議は受けない。

実施日：令和6年9月27日（金）（予定）

時 間：ヒアリングの時間及び会場は別途通知する。

内 容：提案書の補足説明、選定委員による質疑

- ① 時間は30分以内（あいさつ・説明15分以内、質疑15分）
- ② 出席者は、本業務を直接担当する責任者（総括担当者）を入れた3名以内とする
- ③ 説明は、提出した書類のみで行う
- ④ ヒアリングの様子は非公開とする
- ⑤ ヒアリングの順番は、一次審査における書類の受付順とする

1.6. 選定基準

審査項目及び配点

提案書	審査項目	審査内容	配点
第6号の1	学校給食に関する考え方について	・学校給食に関する考え方や企業理念が十分評価できるか ・事業内容及び目的に関する理解や知識が十分にあるか	5
第6号の2	業務実績について	・玖珠町（1日約1,100食）と同等以上の給食センター等での業務実績が十分であるか	5
第6号の3	学校給食（大量調理）の対応について	・事業者が有する大量調理に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容となっているか ・事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案内容となっているか	10
第6号の4	調理・配送業務における安全衛生管理について	・事業者が有する安全衛生管理に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容となっているか ・事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案内容となっているか ・作業工程表や作業動線図が適切に作成されており、安全衛生管理に問題がないか	10
第6号の5	施設の維持管理業務について	・事業者が有する調理器具等の日常の安全点検に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容か	5

		・事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案内容となっているか	
第6号の6	業務実施体制について	・責任者等が適切に配置されており、実施要領及び提案内容を実施できる人員が確保できているか ・限られた時間内で調理可能な効果的・効率的な体制であるか ・現場と本社、事業所等との連絡体制やバックアップ体制が確立されているか ・欠員が生じた場合の代替要員について、対応が具体的に提案されており、業務に支障が生じる恐れはないか ・業務従事者の休暇取得や急な病気やケガ等でも、定数を確保できる体制となっているか	20
第6号の7	業務従事者の研修計画について	・具体的な研修計画が提案されており、業務従事者の衛生管理や調理技術に関するスキルアップが期待できるか ・契約から業務開始までの具体的な研修計画が提案されており、その内容は十分であるか	10
第6号の8	危機管理に関する考え方について	・常日頃からの事故防止対策（食物アレルギー・異物混入・食中毒等）は十分であるか ・事故発生時における緊急体制（マニュアル等）が確立されているか ・被害者に対する補償等について、生産物賠償責任保険への加入があるか	10
第6号の9	委託料について（見積書）	・見積価格（配点×参加事業者の最低見積価格／当該事業者の見積価格） ※小数点以下切り捨て	20
第6号の10	その他	・町の景気や雇用、地域貢献などについて、効果が見込める有益な提案内容となっているか	5
合計			100

17. 契約

- (1) 最優秀提案者となった者は、町の内部手続きを経た上で契約の相手方として決定する。
- (2) 最優秀提案者となった者が、契約締結までの間に次のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、優秀提案者を町の内部手続きを経た上で契約の相手方として決定する。
 - ア 「11. 応募資格」の要件を満たさなくなったとき。
 - イ 契約の締結を行わない場合。
 - ウ その他、契約の相手として適当で無いと判断された場合
- (3) 委託料については、提案内容を基本として決定するが、協議により内容の変更等が生じた場合は、修正を行うものとする。

18. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、13. (2)に同じ（その他の窓口では一切受付をしない）

(2) 選定委員会の会議は非公開とする。

(3) 提案書の提出は、提案者1者につき1提案とする。

(4) 提案書の取扱

ア. 提出された提案書は返却しない。

イ. 提出された提案書は、受託者の選定を行なう作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

ウ. 提出された提案書及びその複製は、受託者の選定を行なう作業以外に提出者に無断で使用しないものとする。

エ. 提出された書類については、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更できないものとする。また、その理由のいかんに関わらず返却は行わない。

ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合や、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合がある。

オ. 提案書によって、提案した炊飯業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、町に同等以上の炊飯業務責任者であることの了解を得なければならない。

カ. 提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第3号）をヒアリング審査までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退届在中」と朱書きのこと）で提出すること。

キ. 町が提示する資料は、町の許可なく公表、その他の業務に使用してはならない。また、了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

ク. 提出された提案書及び審査内容等は、原則として公開しない。しかし、情報公開請求があった場合は、玖珠町情報公開条例に則り公開する場合がある。

ケ. 参加を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係職員と本件提案についての接触（見学会、募集要領に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じる。

接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。

コ. 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

サ. 提案書の受取り時に関する審査は、提出書類の不足の確認とする。受取り時における内容審査及び指導は行わない。

シ. 令和7年8月1日の業務開始日までに円滑な業務開始ができるように準備を行うこと。

19. 委託金額

「玖珠町学校給食炊飯等業務委託事業」に係る契約金額の総額の上限は下記のとおり（消費税及び地方消費税を含まない3年分の合計）である。従って、この金額を超えた場合は失格となる。

年度区分	年度別委託料（消費税を除く）	備考
令和7年度	4, 537千円	8月1日から3月31日まで
令和8年度	6, 992千円	
令和9年度	6, 992千円	
令和10年度	2, 455千円	4月1日～7月31日まで
合計	20, 976千円	

※上記の金額は契約（予定）金額を示すものではありません。

20. 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ①学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規等
- ②学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他の関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ①委託料は、令和7年8月分を初回として、月ごとの支払いとする。
- ②受託事業者は、調理業務実施報告書を提出し、町による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を町に請求することができる。
- ③町は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払う。

(3) 責任分担

町と事業者との責任分担は次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	大規模な災害や暴動等による事業中止	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変動	事業内容の変更		○
運営費変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設・設備等の補修	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
事業の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

(4) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸案が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおり。

① 受託事業者の債務不履行の場合

受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸案が生じた場合には、町は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとする。

受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

② 町の債務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除できるものとする。このとき、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対して、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は受託事業者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、町と受託事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとする。

(別記)

提出書類一覧表（様式集）

正本1部、副本5部とする。

副本については正本のコピーで可とする。なお、各様式の設問において、記載事項がない場合は、空欄のままにせず「該当なし」の表記を必ず行うこと。

様式	名称	備考
様式第1号	質問書	
様式第2号	参加表明書	
様式第2号の2	会社概要書	
様式第3号	プロポーザル方式参加辞退届	
様式第4号	見積書	
様式第4号の1	見積内訳書	
様式5号	プロポーザル方式参加資格制限 誓約書	
様式6号	提案書	
様式6号の1	提案書	学校給食に関する考え方について
様式6号の2	提案書	業務実績について
様式6号の3	提案書	学校給食（大量調理）の対応について
様式6号の4	提案書	調理・配送業務における安全衛生管理について
様式6号の5	提案書	施設の維持管理業務について
様式6号の6	提案書	業務実施体制について
様式6号の7	提案書	業務従事者の研修計画について
様式6号の8	提案書	危機管理に関する考え方について
様式6号の9	提案書	委託料について（見積書）
様式6号の10	提案書	その他
上記内容を記録した CD-R		

